

犯収法における対面での本人確認方法の見直しについて

犯罪収益移転防止法における対面での本人特定事項の確認方法の見直しにつきまして、改正された条文が公布されました。

また、以前実施されたパブリックコメントの結果および Q&A が公表されました。

【改正後の条文】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/260306/anbun.pdf>

※施行：令和 9 年 4 月 1 日

【パブリックコメントの結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120250026&Mode=1>

【Q&A】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/260306qa.pdf>

【ご参考 警察庁刑事局】犯罪収益移転防止法の解説、パブリックコメント

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm